

平成17年度年度会計監査における監査の概要について

年度会計監査については、金融庁の企業会計審議会により定められた「監査基準」及び「監査に関する品質管理基準」により、実施されている。

監査の手続きについては、「監査基準」に準拠し、①資金管理センターのリスク評価 ②リスク評価を踏まえた監査計画の策定 ③監査の実施 ④財務諸表（正味財産計算書、貸借対照表、財産目録）及び収支計算書が「一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準」に準拠して適正に表示しているかどうかについての意見表明、という手順で実施された。

平成18年3月期における監査の概要

- ① 理事者とのディスカッション等を通じて「財団の事業内容」や「財団内外の経営環境」等の理解、「勘定科目・取引が本来有する特性（例えば、現金は横領の可能性、預託取引は件数が膨大でありエラーが起きやすい等）」の検討し、当期における重要勘定科目の各監査要点（実在性、網羅性、権利と義務、評価、期間按分、表示）に係る固有リスク（内部統制が存在していない場合に財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性）を評価。
- ② 統制リスク（財務諸表の重要な虚偽の表示が、内部統制によって発見・防止されない可能性）に関しては、入金プロセス、支払プロセス等について、ヒアリング等により内部統制の整備状況を把握し、また、整備されている内部統制が有効に運用されているかどうかの運用状況の検討を実施。
- ③ 固有のリスク及び統制リスクの評価に基づいて、当期における監査手続きの種類、実施時期及び実施範囲を決定。
- ④ 上記①～③のリスク評価結果などを踏まえ、当期において実施した主な監査手続きの概要は以下の通り。
 - （ア） 実査
手元現金の残高について実査を実施。
 - （イ） 確認
全ての金融機関に対して、預貯金、特定包括信託、借入金の残高確認を実施し、回答を入手の上、帳簿残高と照合。
 - （ウ） リサイクルシステムの出力帳票と会計システムの金額との照合
資金管理料金収入、預託金預り収入、預託金払渡支出及び預託金残高について、リサイクルシステムからの出力帳票を照合。

- (エ) 未収入金の入金状況の検討
資金管理料金収入及び預託金預り収入に関する未収入金について、未収入金管理表と照合。また、未収入金管理表に記録された入金額については、試査により預金取引明細表等の入金記録と照合し、入金記録の妥当性を検討した。
- (オ) 特定資産組入支出、特定資産取崩収入の整合性検討
再資源化預託金等特別会計の特定資産組入支出について、預託金の入金額と特定資産運用収入の入金額と整合性を検討。同会計の特定資産取崩収入について、預託金払渡額、輸出返還額、承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計繰入額及び債券購入時の経過利息の支払額との整合性を検討した。
- (カ) 事業費の証憑突合
事業費について、試査により証憑書類を照合。

- ⑤ 上記の監査手続きが、実施された結果、平成18年度3月期において以下の監査意見が表明された。
- ・この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。
 - ・当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。
 - ・監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。
 - ・監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積り等の評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含む。
 - ・当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。
 - ・当監査法人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成17年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示していると認める。
 - ・財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上